

施設の利用予約受付

- 1 施設の利用受付（予約）開始日・・・開始日が休村日の場合は翌日を開始日とします。

利用月	市民等の受付 開始日（3か月 前）	一般団体(注1)の受付 開始日（6か月前）	学校団体(注2)の受付 開始日（1年前）
4月 5月 6月	1月10日	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の6か月前 ※愛知県旭高原自然の家利用団体は別途調整いたします。 ※家族利用が多いGW・夏休みなどは、ご希望に添えない場合がございます。	年4回の受付開始日にかかわらず「利用日」の1年前
7月 8月 9月	4月1日		
10月 11月 12月	7月1日		
1月 2月 3月	前年の 10月1日		

【注1】一般団体（市外、県外を含む）の基準

次のすべてを満たす場合に、6か月前から利用受付（予約）可能な一般団体となります。

① 団体であること。

（例）スポーツチーム、大学サークル、こども会、学童の会、愛好会、企業など

②-A 団体が宿泊利用する場合

原則としてファミリーロッジ、キャンプデッキ、テントベース、オートキャンプ広場のうち、1種類以上全ての貸し切りがあること。

ただし、下記のトラブル発生の恐れがないと判断される場合を除く

（例）ファミリーロッジ10か所全て貸し切り利用する。

※ 団体利用の中に一般家族利用などが入るとトラブル発生の恐れがある（過去の事例から）

※ 1種類以上全ての貸し切りに加えて「つつじ屋敷・松風亭」の利用予約も可とする。

②-B 団体が野外ステージを利用してイベントを開催する場合

（例）音楽演奏会、ダンス発表会など

【一般団体の受付とならない例】

利用人数が多いグループであっても、各施設をそれぞれ数カ所利用する場合は、一般受付と同様となります。（例：25人で、ファミリーロッジ×2、テントサイト×3、松風亭）

【注2】学校団体（市外、県外を含む）の基準

① 教育機関…こども園/幼稚園など（こども会除く）、小・中学校/高校/特別支援学校/大学（ゼミ含む）

② 公的機関…市/県/警察など、観光協会/青年会議所/商工会など

③ その他…県旭高原自然の家利用団体等、結婚式

※ 結婚式も一般団体と同じ6か月前受付では実施困難と考えられるため学校団体と同様です。

2 その他（ご予約後）

（1）1年前、6か月前の先行予約をされた場合、貸切対象施設の数を減らすことはできません。

貸切とならない場合は、先行予約の基準を満たしていないため、すべてのご予約を取り消しさせていただきます。